

すべての事業者がご判断いただく必要があります

インボイス制度登録申請受付中

令和5年10月1日から「インボイス制度」が導入されます。制度開始後、適格請求書（インボイス）を交付する事業者となるためには、事前に税務署長に登録申請を行う必要があります。



課税事業者の方も
改めて登録申請する
必要があります！
お早めに！

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、令和5年3月31日までに**登録申請を行う必要があります。



インボイス制度の導入

現在、免税事業者の方が インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかの判断は？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です
- 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

売上先のうち
消費者以外
(個人事業主、法人等)
が課税事業者なのか
免税事業者なのか
が重要！

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
(基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税とはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じます)
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

登録を受けるかどうかは事業者の任意です

適格請求書発行事業者に登録し、簡易課税制度を適用することも検討しましょう

- 簡易課税制度では消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です
- 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です

詳しくは国税庁HP「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

